総合特別区域の進捗に係る事後評価［国際分野］

平成28年度

正

準

関西イノベーション国際戦略総合特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年3月］

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ)＋ⅱ)の平均値　(4.0＋4.0)／2＝4.0　4.0

ⅰ)取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額	98%	4
2	特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数	100%	5
3	関西の医薬品・医療機器の生産額	90%	4
4	関西のリチウムイオン電池等新型蓄電池の輸出額	102%	5
5	関西の太陽電池の生産量	47%	2

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×2＋4×2＋3×0＋2×1＋1×0)／5＝4.0　4.0

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ)取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　4.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ)、ⅱ)、ⅲ)の平均値　(4.7＋4.0＋4.0)／3＝4.2　4.2

ⅰ) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価
（事項）
・医薬品・医療機器等の輸出入手続きの電子化・簡素化
（概要）
・国と地方の協議の結果、未承認薬を輸入する際の手続きである薬監証明について、関空で通関する貨物に限定して、電子化が合意され、紙での薬監証明手続きに要していた郵送にかかる時間又は厚生局に出向く時間等が削減され、平均1時間弱程度で手続きが完了できるようになった。
（規制所管府省（厚生労働省）の評価）
・特例措置の効果が認められる。

（事項）
・スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備
（概要）
・国との協議の結果、平成25年6月17日に国有財産法の特例措置として旧「私のしごと館」の譲与が可能となる「総合特別区域法の一部改正法」が成立。平成26年3月31日付けで国と京都府の間で譲与契約を締結し、同年4月1日から京都府の施設となった。府は、国際市場への展開を図るオープンイノベーション拠点として改修整備を進め、研究開発の集積を進める。
（規制所管府省（厚生労働省）の評価）
・引き続き、京都府が行う検証を見守ってまいりたい。

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価
（事項）
埠頭株式会社が実施する上物、荷役機械等整備資金の無利子貸付に係る特例
（概要）
平成25年12月に「港湾法施行令」及び「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令」の一部が改正され、同法に基づく貸付けに係る担保提供義務が廃止された。

■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価
（事項）
PMDA-WEST機能の整備、医薬品医療機器総合機構（PMDA）出張所の設置による優先相談・審査の実施
（概要）
東京に所在するPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）の機能（薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査等）を関西においても整備することについて、平成25年10月にPMDA関西支部が開設し、薬事戦略相談とGMP／QMS実地調査業務が行われている。

（事項）
設備共用受電下における全量買取用太陽光発電電力を災害時に限り需要家に融通できるよう制度の創設
（概要）
国と地方の協議の結果、設備共用受電下における全量買取及び災害時の電力融通について現行法令上対応可能であることが確認できた。

専門家による評価の平均値 4.7

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値 4.0

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値 4.0

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　4.0

・ライフ分野では実績が上がっているが、グリーン分野（関西の太陽電池の生産量等）での実績は見劣りがする。計画を再検討する必要はないか。
・幅広い金融、財政政策に取り組んでいるものの、事業開発に関する総合的な取り組みについても説明が必要となる。
・地域独自の財政支援が盛んであるが、漸減傾向がみられず、将来の自律に疑問が持たれる。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値 4.0

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（4.0＋4.2＋4.0×2）／4＝4.1

4.1

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。